



# 参議院議員選挙

投票日 **7月10日(日) 午前7時～午後8時**

(公示日：6月22日(水))

国政にわたしたちの声を届ける大事な選挙です。大切な一票、棄権することなく投票に行きましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局  
(第1分庁舎3階)  
☎(5273)3740・☎(5273)5230



## 参議院議員選挙特集号の内容

- 2面…「期日前投票のご利用を」「滞在地・転出先での不在者投票」
- 3面…「身体の不自由な方・入院中の方へのご案内」
- 4面…「選挙権年齢が18歳以上になりました」  
「投票区統合のお知らせ」「投票所変更のお知らせ」  
「在外投票」「選挙公報」「投開票速報」

### ◆今回の選挙で投票できる方◆

満18歳以上(平成10年7月11日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、次の方です。

- ①平成28年3月21日までに新宿区に転入の届け出をし、6月21日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方
- ②平成28年6月20日までに新宿区を転出しかつ転出後4ヶ月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3ヶ月以上新宿区に住民登録のあった方

### ●平成28年3月22日以降に新宿区に 転入の届出をした方は

新宿区では投票できません。前住所地に3ヶ月以上住民登録されていた場合、前住所地で選挙人名簿に登録されている可能性があります。前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

### ●新宿区から転出した方は

新住所地の選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票してください(新宿区では投票できません)。ただし、新住所地の選挙人名簿に登録されない方(3月22日以降に、新住所地で転入の届け出をした方)のうち、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、新宿区で投票できます。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入の届け出をしている場合、投票ができます。転出した日付により確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### ●区内で転居した方は

6月10日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

6月11日(土)以降に区内で転居の届け出をした方は、前住所の投票所で投票してください。

### ◆投票日当日に投票する方へのご案内◆

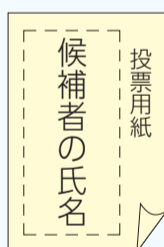
投票日(7月10日(日))当日に投票所で投票する方は、決められた投票所以外での投票はできません。お手元に届いた投票所整理券で、ご自分の投票所を必ずご確認ください。

### ◆投票の方法◆

投票所での投票は、「東京都選出」「比例代表選出」の順に行います。

#### ○東京都選出

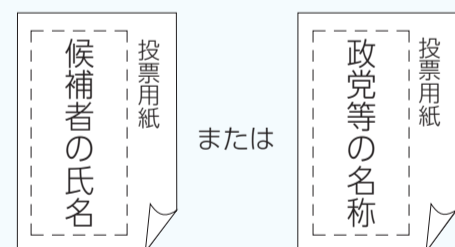
「東京都選出」の投票用紙(薄い黄色)には「候補者の氏名」を書きます。記載台に貼ってある候補者の一覧(候補者氏名等掲示)から選んでください。



東京都選出

#### ○比例代表選出

「比例代表選出」の投票用紙(白色)には「候補者の氏名」または「政党等の名称(略称可)」を書きます。記載台に貼ってある候補者名・政党等名の一覧(参議院名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名掲示)から選んでください。



比例代表選出

### ◆投票所整理券◆

6月22日(水)から、住民票の世帯ごとにとまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区に選挙人名簿登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



【整理券封筒】